

新 市 基 本 計 画 (変更案)

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会

令和元年●月変更 久喜市

目 次

第1章 序論	
1 はじめに	1
2 合併の必要性	2
3 計画作成の方針	4
第2章 新市の概況	
1 位置と地勢	5
2 人口と世帯数	6
3 産業	9
4 新市の交通体系	11
5 新市の特性	12
6 新市の主要課題	15
7 新市のまちづくりに関する住民意識調査の集計結果	17
第3章 主要指標の見通し	
1 将来人口	19
2 将来世帯数	19
第4章 まちづくりの基本方針	
1 新市の基本理念と将来像	20
2 新市の分野別目標	22
3 新市の土地利用	24
第5章 新市の施策	
1 施策の体系	26
2 主要な施策	27
第6章 新市における埼玉県事業の推進	
1 埼玉県の役割	40
2 新市における主な埼玉県事業	41
第7章 公共施設の統合整備	43
第8章 財政計画	44
用語解説	49

第1章 序論

1 はじめに

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町（以下「1市3町」という。）は、都心まで50km圏に位置する良好な居住環境を有する都市として発展するとともに、由緒ある歴史や文化を重んじたまちづくりや田園風景・花等を生かした環境に配慮するまちづくりを進めています。

この1市3町は、通勤・通学や買い物など住民の日常生活圏が拡大しており、公共サービスにおいても施設の相互利用等が進んでいます。

また、久喜地区消防組合や広域利根斎場組合の設置など、経費削減やサービスの効率化等を目的とした広域行政の取り組みが行われています。

しかし、急速に進展する少子・高齢社会への対応、深刻化する地球環境問題への対応、長引く景気の低迷等による厳しい財政状況など、小規模な自治体が単独あるいは広域行政という連携だけでは効果的な対応が難しい課題が多く生じてきています。

これらの課題を住民とともに住民ニーズに沿った方向で解決していくためには、一定の規模を有する自治体となり、政策立案能力の向上や専門的分野への対応といった行政力の強化や産業振興等による安定した財源の確保など財政力の強化が求められています。

このような中、地方分権時代にふさわしい地方自治を実現するため、平成20（2008）年4月に「久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会」を設置し、合併に関する様々な協議を進めてきました。

本計画は、1市3町の合併により誕生する新市が、埼玉県北東部の中心都市として、すべての住民が安心して暮らせるまちづくり、次世代に誇りを持って継承できる新しいまちづくりの方向性を実現するための取り組みを示しています。

2 合併の必要性

(1) 広域的なまちづくりの推進のために

交通・情報通信手段の発達や経済活動の広範化に伴い、買い物や通勤等の住民の日常生活圏が自治体の行政範囲を越えて拡大していくなかで、現在の行政範囲の枠組みにとらわれない広域的な視点に立った行政運営が必要とされています。

既に、一体化しつつある住民の生活状況に対応するため、合併により効率的にまちづくりを進め、住民サービスの利便性の向上やさらなる一体化を図っていくことが必要です。

(2) 環境問題に対応したまちづくりのために

近年、地球温暖化やその影響とみられる異常気象による災害等が増加しているなかで、1市3町においては、まず、環境負荷低減、循環型社会に向けたごみ処理対策や自然環境の保全対策等に取り組むことが必要です。

合併により、地域全体でごみ処理レベルの高度化を図るとともに、田園風景の保全や自然を生かしたまちづくりを一体的に進めることが期待されます。

(3) 少子・高齢社会に対応したまちづくりのために

我が国では、世界に類をみない急速な少子・高齢化が進んでいますが、1市3町においても同様で、今後、医療や福祉分野への歳出が増加し、一方で税収が減少することが懸念され、この課題への対応がますます重要となってきています。

このような状況のなか、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや健康づくり、介護サービス提供体制の充実等の施策を、合併による強固な基盤のもと安定的に実施していく必要があります。

(4) 多様化・高度化する住民ニーズに対応したまちづくりのために

人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化等に伴い、行政に対する住民ニーズも多様化しています。

多様で広範な住民ニーズや課題に迅速かつ的確に対応し、活力ある豊かな地域社会づくりを形成するためには、合併により、職員の専門性の向上や人材の確保に努め、政策形成能力を高めていくことが必要であると同時に、行政と住民とが協働してよりよいまちづくりを進めていくことも求められています。

(5) 地方分権時代に対応した自治体経営のために

地方分権改革は、三位一体の改革により国から地方への税源移譲が実施され、平成 19（2007）年 4 月には、地方分権改革推進法が施行されたことにより、次の段階へと進み、市町村はより一層「自己決定と自己責任」の原則のもと、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。

そのためには、地方分権時代に的確に対応した行政体制を整え、行政の「運営」から「経営」へ移行する必要があります。

また、合併による人件費の削減や重複した事業の整理等による経費の削減等により、安定した行財政基盤の確立を図ることや、専門的知識を有する優れた人材を育成確保するとともに、簡素で効率的な行政組織を作ることが必要です。

3 計画作成の方針

(1) 計画作成の趣旨

本計画は、1市3町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、新市の円滑な運営を確保し、地域の特性を生かした均衡ある発展を図ろうとするものです。

なお、新市の進むべき方向のより詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する総合振興計画（基本構想・基本計画）に委ねるものとします。

令和元年●月における変更にあたっては、この趣旨に基づき、必要最小限の変更としています。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりのための基本方針、その基本方針を実現するための主要な施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成 21（2009）年度から令和 11（2029）年度とします。

(4) 計画作成の留意点

本計画の基本方針を定めるに当たっては、将来を展望した長期的視野に立って、1市3町において既に策定・実施されている総合振興計画等を生かしながら作成しています。

計画作成に当たっては、新市まちづくり懇話会の提言やまちづくり等に関する住民意識調査の集計結果を生かすなど、住民参加の手法を積極的に取り入れ、計画に反映していくよう努めています。

第2章 新市の概況

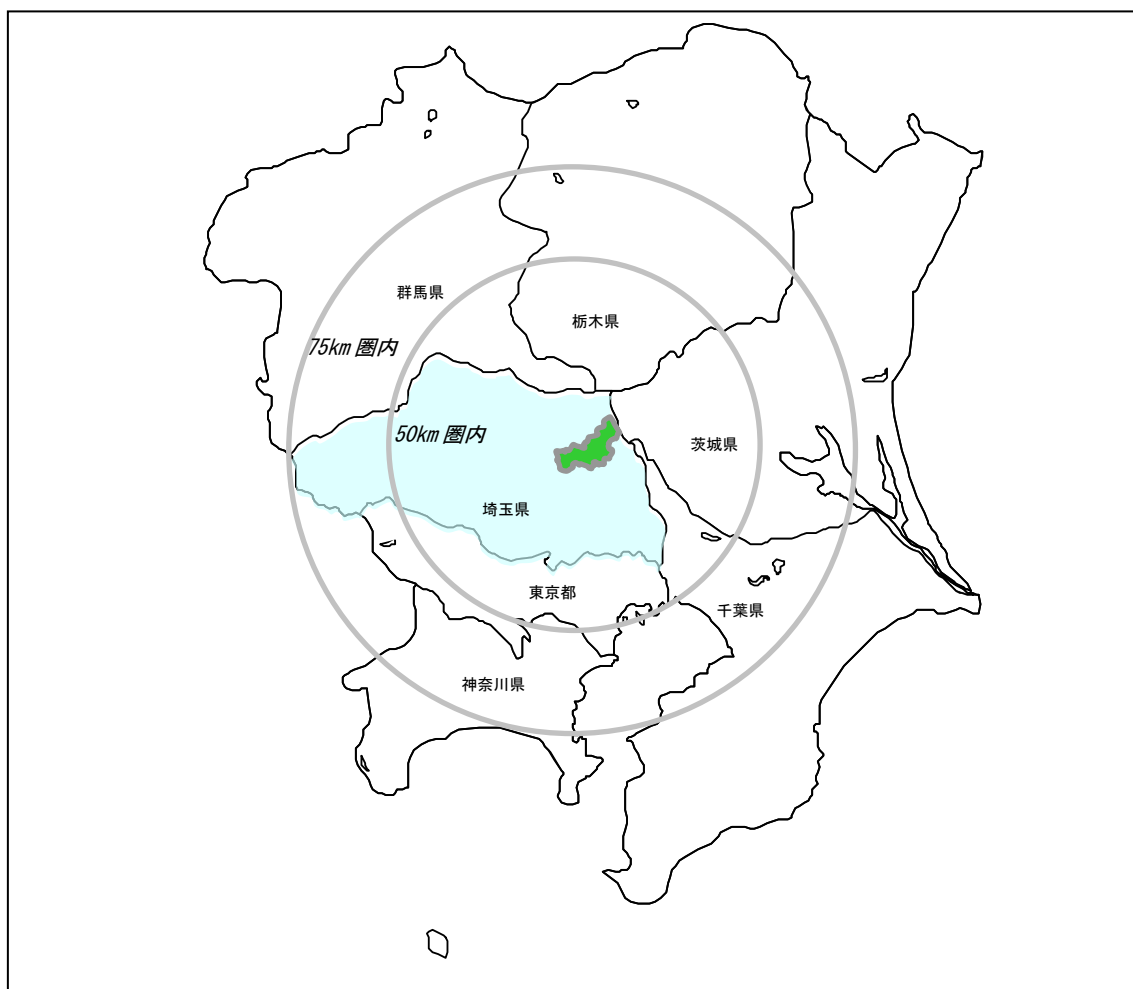
1 位置と地勢

新市は、埼玉県北東部にあり、都心まで50 km圏に位置しています。東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡町及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は茨城県古河市、大利根町、加須市及び騎西町と接しています。面積は82.4 km²、距離は北東から南西方向が約16.5km、北西から南東方向が約7kmあります。

新市は、利根川の沖積平野にあり、市域全体がほぼ平坦な地形となっています。

また、新市の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属しています。新市の平均気温は約15℃、年間降水量は約1,160mmです。(平成19(2007)年、熊谷地方気象台、久喜アメダスデータ)

■新市位置図



2 人口と世帯数

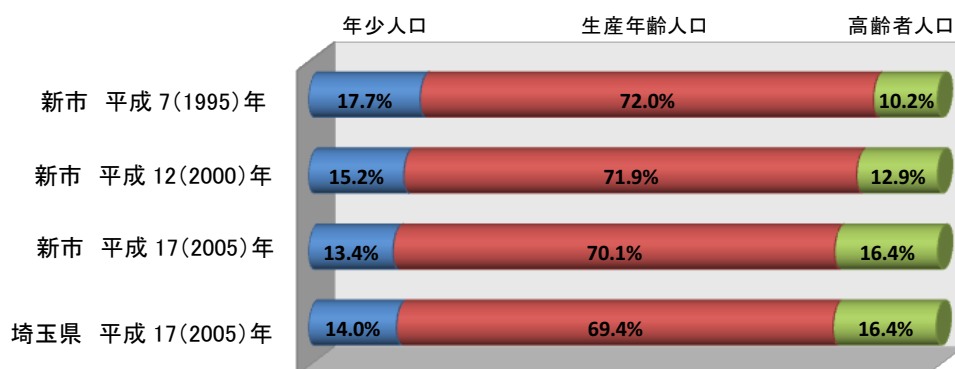
(1) 人口

新市の人口（平成 17（2005）年国勢調査人口）は 154,684 人であり、埼玉県人口の 2.2%を占め、県内 40 市中第 11 番目の人口規模を持つ都市となります。年少人口（15 歳未満）は 20,794 人、構成比は 13.4%であり、埼玉県全体の年少人口構成比 14.0%とほぼ同様です。しかし、年少人口の構成比は低下傾向にあり、少子化が進んでいます。

一方、高齢者人口（65 歳以上）は 25,328 人、高齢化率は 16.4%であり、埼玉県全体の高齢化率と同様となっています。

■人口の推移（括弧内は構成比）

	平成7年 〔1995年〕	平成12年 〔2000年〕	平成17年 〔2005年〕
総人口	151,756 人	154,292 人	154,684 人
年少人口(15歳未満)	26,911 人 (17.7%)	23,379 人 (15.2%)	20,794 人 (13.4%)
生産年齢人口(15～64歳)	109,283 人 (72.0%)	110,988 人 (71.9%)	108,508 人 (70.1%)
高齢者人口(65歳以上)	15,446 人 (10.2%)	19,832 人 (12.9%)	25,328 人 (16.4%)



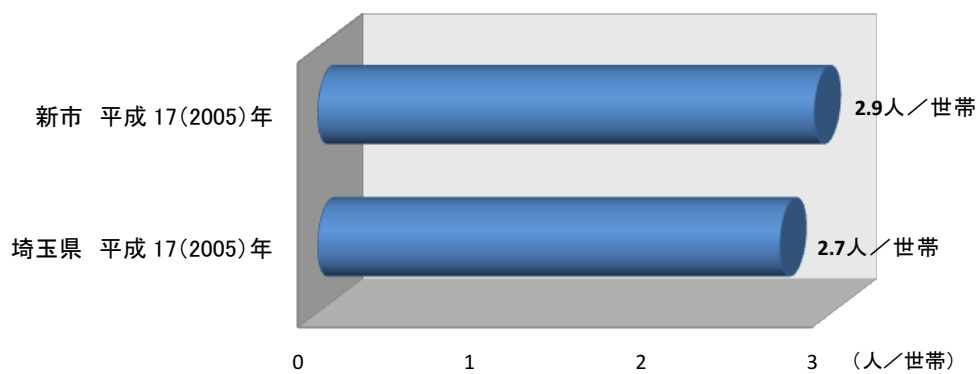
出典：国勢調査 なお、総人口には年齢不詳人口を含む。

(2) 世帯数

平成 17 (2005) 年国勢調査によれば、新市の世帯数は 53,866 世帯であり、埼玉県世帯数の 2.0%を占めています。また、1 世帯当たり人数は 2.9 人であり、県内平均の 2.7 人を上回っています。近年、核家族や単身世帯が増加し、1 世帯当たりの人数は減少しています。

■ 世帯数の推移

	平成7年 〔1995年〕	平成12年 〔2000年〕	平成17年 〔2005年〕
世帯数	46,662 世帯	50,459 世帯	53,866 世帯
1 世帯当たり人数	3.3 人	3.1 人	2.9 人



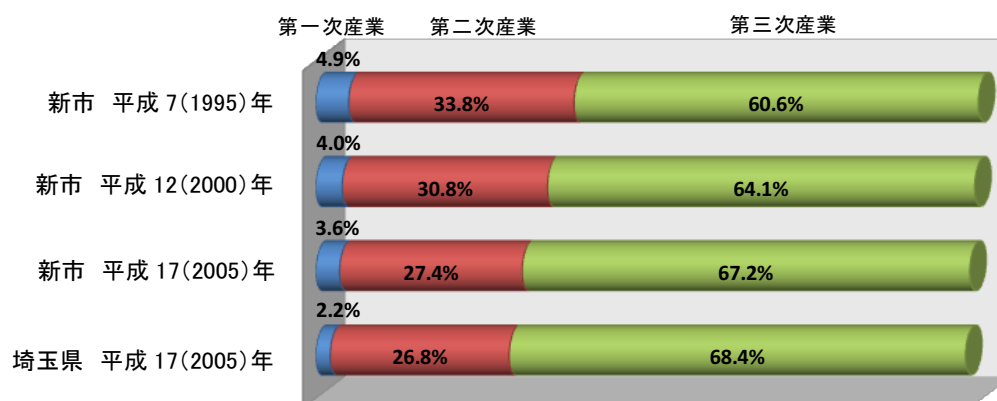
出典：国勢調査

(3) 就業人口

平成 17 (2005) 年国勢調査によれば、新市の就業者人口は 76,970 人となっています。第一次産業は 2,759 人で 3.6%、第二次産業は 21,067 人で 27.4%、第三次産業は 51,691 人で 67.2%であり、その構成比は埼玉県 averages とほぼ同様ですが、わずかに第一次産業の構成比が高くなっています。近年、第一次、第二次産業就業人口の構成比が低下し、第三次産業就業人口の構成比が増加しています。

■産業別就業者人口の推移（括弧内は構成比）

	平成7年 〔1995年〕	平成12年 〔2000年〕	平成17年 〔2005年〕
総就業者人口	76,189 人	76,952 人	76,970 人
第一次産業	3,757 人 (4.9%)	3,054 人 (4.0%)	2,759 人 (3.6%)
第二次産業	25,758 人 (33.8%)	23,707 人 (30.8%)	21,067 人 (27.4%)
第三次産業	46,203 人 (60.6%)	49,298 人 (64.1%)	51,691 人 (67.2%)



出典：国勢調査 なお、総就業者人口には、分類不能の産業の就業者人口を含む。

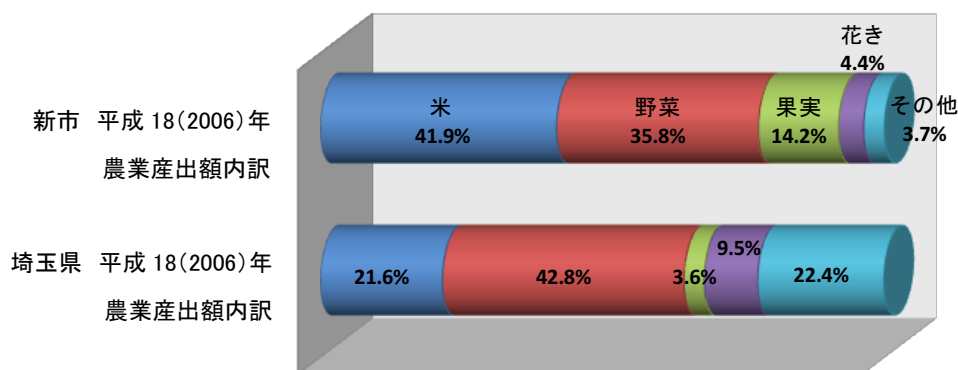
3 産業

(1) 農業

平成 18（2006）年生産農業所得統計によれば、新市の農業産出額は 67.6 億円であり、県内 40 市中第 7 番目の産出額です。主として、米、野菜、果実及び花き等が生産されています。近年、後継者不足や都市化の進展等によって、都市近郊農業を取り巻く環境は厳しさを増し、農業産出額は減少傾向にあります。

■ 農業産出額の推移

	平成 7 年 〔1995 年〕	平成 12 年 〔2000 年〕	平成 17 年 〔2005 年〕	平成 18 年 〔2006 年〕
農業産出額	93.6 億円	75.2 億円	66.3 億円	67.6 億円



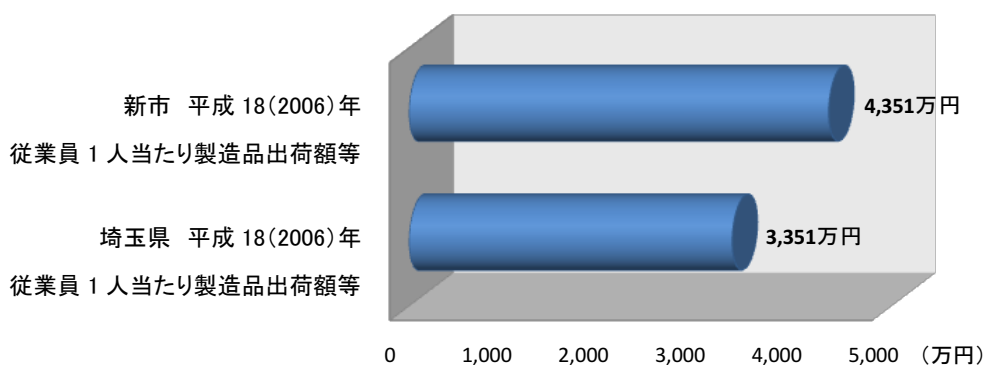
出典：生産農業所得統計

(2) 工業

平成 18（2006）年工業統計調査によれば、新市の製造品出荷額等は 4,717 億円、従業者数は 10,840 人であり、製造品出荷額等は、県内 40 市中第 8 番目です。平成 17（2005）年調査に比べて、埼玉県全体の製造品出荷額等が微増しており、新市でも同じ傾向にあります。

■ 製造品出荷額等の推移

	平成 7 年 〔1995 年〕	平成 12 年 〔2000 年〕	平成 17 年 〔2005 年〕	平成 18 年 〔2006 年〕
製造品出荷額等	4,519 億円	4,672 億円	4,638 億円	4,717 億円
従業者数	11,775 人	11,462 人	10,744 人	10,840 人



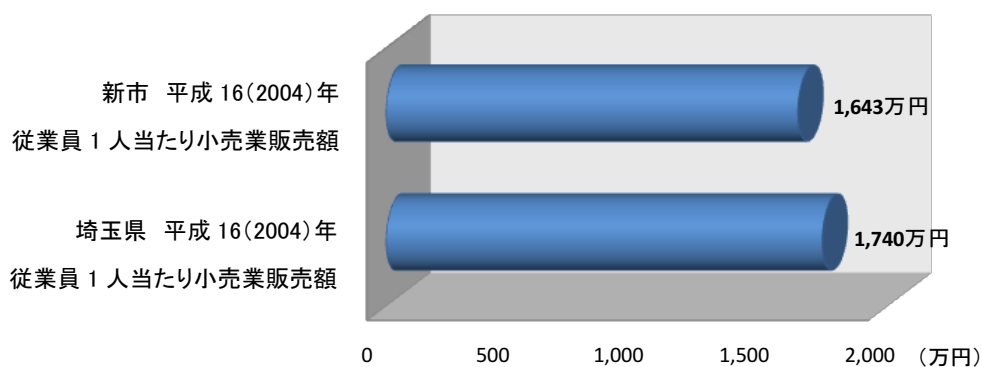
出典：工業統計調査

(3) 商業

平成 16 (2004) 年商業統計調査によれば、新市の小売業販売額は 1,312 億円、従業者数は 7,985 人であり、小売業販売額は、県内 40 市中第 12 番目です。平成 14 (2002) 年調査に比べて、埼玉県全体の小売業販売額はほぼ横ばいであるのに対し、新市では微増しています。

■小売業販売額の推移

	平成 11 年 〔1999 年〕	平成 14 年 〔2002 年〕	平成 16 年 〔2004 年〕
小売業販売額	1,341 億円	1,256 億円	1,312 億円
従業者数	8,339 人	8,269 人	7,985 人



出典：商業統計調査

4 新市の交通体系

新市は、東北縦貫自動車道（以下「東北道」という。）、国道4号、122号及び主要地方道さいたま栗橋線等の幹線道路が南北方向に縦断し、広域交通体系に恵まれています。

現在、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の（仮称）久喜白岡ジャンクション及び（仮称）菖蒲白岡インターチェンジが建設されています。将来、新市は東北道の久喜インターチェンジとともに2か所のインターチェンジを有することになり、新市における広域交通の機能や利便性は一層高まることとなります。

また、新市は、JR宇都宮線と東武伊勢崎線が乗り入れる久喜駅、JR宇都宮線と東武日光線が乗り入れる栗橋駅、JR宇都宮線の東鷲宮駅、東武伊勢崎線の鷲宮駅及び東武日光線の南栗橋駅があり、良好な鉄道利便性を備えています。

5 新市の特性

(1) 自然・環境分野の特性

新市は、利根川沿いの沖積平野に位置し、市域全体が平坦な地形です。また、利根川、中川、青毛堀川、備前堀川、野通川及び元荒川等の河川や、葛西用水、見沼代用水をはじめとする用水路等の水系に恵まれ、水辺空間は暮らしに恵みと潤いを与えています。

葛西用水路沿いに植えられたコスモスやポピーに加え、公園等に植えられた花しょうぶやラベンダーといった花々は、新市に点在する屋敷林や農地とともに、新市を特長づける景観を形成しています。

また、生ごみの堆肥化等のリサイクルや環境マネジメントシステムの導入など、環境問題への取り組みも積極的に行っています。

(2) 保健・医療・福祉分野の特性

新市の医療機関としては、7か所の病院、80か所の一般診療所及び4か所の救急告示病院（3か所の救急告示病院と、休日の夜間等の診療を行うための久喜・白岡・菖蒲・鷺宮休日夜間急患診療所）があります。

また、県北東部の医療の中核を担う、埼玉県済生会栗橋病院は、県内8番目の第三次救急医療機関を目指す医療機関として県に位置づけられており、（仮称）久喜総合病院も開院する予定（平成23（2011）年度）であることから、新市の医療体制はさらに向上します。

新市には、地域の福祉活動の拠点であるふれあいセンター久喜のほか、高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」、老人福祉センター（菖蒲町）、栗橋町健康福祉センター「くりむ」及び福祉センター（鷺宮町）等の福祉施設があります。

また、久喜市児童センター、久喜市地域子育て支援センター「ぽかぽか」、しょうぶ会館、栗橋町コミュニティセンター・栗橋町地域子育て支援センター「くぷる」及び児童館（鷺宮町）等の施設が整備され、子育て支援も進めています。

(3) 教育・文化分野の特性

新市には、甘棠院、天王山塚古墳、栗橋関所跡及び鷺宮神社等の歴史的資源が多数点在しています。また、江戸の郷神楽をはじめとした関東神楽の源流といわれる国指定重要無形民族文化財「鷺宮催馬楽神楽」ほか、獅子舞、ささら等の貴重な郷土芸能が残され、無形文化財の保存と伝承が進められています。

また、久喜総合文化会館、菖蒲町生涯学習文化センター「アミーゴ」、栗橋町総合文化会館「イリス」、鷺宮町立郷土資料館及び県立久喜図書館など、多くの文化施設があり、住民の文化活動、生涯学習の拠点となっています。

このほか、東京理科大学経営学部や久喜看護専門学校が立地するとともに、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、栗橋高等学校及び鷺宮高等学校の県立高等学校5校が設置されています。

(4) 都市基盤分野の特性

新市は、東北道の久喜インターチェンジを抱えているとともに、国道4号、122号及び125号並びに主要地方道さいたま栗橋線、川越栗橋線及び春日部久喜線があり、道路による交通利便性に恵まれています。さらに、圏央道の建設が進められており、(仮称)久喜白岡ジャンクション、(仮称)菖蒲白岡インターチェンジ及び(仮称)菖蒲パーキングエリアが開設される予定です。

また、JR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、久喜駅、東鷺宮駅、栗橋駅、鷺宮駅及び南栗橋駅を有し、鉄道による交通の利便性にも優れています。

新市内では、土地区画整理事業が栗橋駅西口や菖蒲北部地区において施行中であり、清久工業団地周辺地区及び高柳地区においても予定されています。

新市には、久喜市総合運動公園、県営久喜菖蒲公園、県営権現堂公園及び鷺宮町弦代公園といった大きな公園があり、住民の憩いの場となっています。

(5) 産業・経済分野の特性

新市には、久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地及び菖蒲北部工業団地等の工業団地のほか、菖蒲南部産業団地などの産業拠点が形成され、交通条件の良さから、製造業・流通業を中心とした企業が立地しています。現在工事が進められている圏央道の開通に伴い、新市は首都圏でも有数の交通の要衝となることから、企業立地の可能性はさらに高まっています。

農業は、都市近郊型農業が推進されており、米、野菜、いちご、なし及び花き等の生産が盛んです。

商業は、久喜駅、栗橋駅及び鷲宮駅等を中心とした既存商業地域がある一方で、幹線道路沿いに多くの大規模商業施設が出店しつつあります。

(6) 地域コミュニティ分野の特性

新市では、行政の計画策定等において、ワークショップや住民意見提出制度をはじめとした住民参加型の計画づくりが定着しているとともに、花によるまちづくりや環境保全、福祉活動等を積極的な住民ボランティア活動が支え、住民と行政が一体となったまちづくりが進められています。

また、郷土芸能・祭礼等が地域の力で支えられ継承されているとともに、福祉、スポーツ、青少年健全育成等の分野においても、各地域のコミュニティで様々な活動や事業が実施されています。

(7) 行財政分野の特性

新市では、行政改革大綱、行政改革実施計画を策定するとともに、職員の定員管理や職員給与の適正化等を計画的に実施し、健全な財政基盤の確立と組織・機構のスリム化に取り組み、簡素で効率的な行政運営の実現に努めています。

また、市民サービスの向上を目指して、休日窓口の開設や総合窓口化等にも取り組んでいます。

さらに、事務事業の無駄を省き、改善を進めるために、行政評価や指定管理者制度の導入等による民間ノウハウの活用など、地方分権時代に対応した行政運営に取り組んでいます。

6 新市の主要課題

(1) 自然・環境分野の主要課題

緑のネットワーク化等によって都市の自然や良好な景観の保全と創出を図り、豊かさや美しさを実感できるまちづくりが期待されています。また、水質汚濁、大気汚染及び騒音等による生活環境の悪化を未然に防ぐための取り組みとして、公害防止対策、環境意識の啓発活動をはじめ、一般家庭で取り組むことのできる環境保全活動の普及が求められています。

さらに、新エネルギーの活用やごみの減量化、資源物リサイクルの推進など、新市全体で進めることにより、資源循環型の地域社会を構築していくことも求められています。

(2) 保健・医療・福祉分野の主要課題

救命救急・医療体制の充実、「かかりつけ医」制度の浸透及び医療機関相互のネットワーク化など、医療体制の充実による安心できる地域医療体制を整えることが求められています。

また、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、子育て支援、高齢者や障がい者（児）支援等の強化が求められています。

(3) 教育・文化分野の主要課題

新市では、教育内容の充実等を図り、良好な教育環境を整備するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの健やかな成長を見守ることが必要です。

さらに、住民が生きがいを持って暮らすことができるように、多彩な生涯学習やスポーツ等の機会を提供することが必要です。

また、新市には、貴重な歴史的資源や魅力ある伝統行事が数多く残されており、郷土の文化や伝統を受け継ぎ、次世代へ確実に継承していくことが求められています。

(4) 都市基盤分野の主要課題

新市の一体性を図るためには、市内の円滑な移動を支える道路網の充実が必要です。

また、新市は、恵まれた自然環境と優れた交通条件を兼ね備えており、環境保全と開発が共生するバランスのとれた土地利用を図ることが必要です。

さらに、今後のまちづくりにあたっては、高齢者や子ども、障がい者（児）や外国人など誰にとってもやさしく住みやすいユニバーサルデザインに配慮するとともに、災害に強く犯罪のない安全なまちを築くことが求められています。

(5) 産業・経済分野の主要課題

産業振興全般の課題として、後継者の育成や生産者・消費者双方にとって魅力ある産業へ発展させるための振興策が求められています。

農産物の地産地消の推進や新たな流通経路の確保、交通の利便性等の地の利を生かした企業誘致の推進及び大規模商業施設と共存できる商店街の活性化策が必要です。

さらに、水辺、花、祭り及び神社等の特徴ある地域資源を生かし、集客力のある多様な観光振興策が期待されています。

(6) 地域コミュニティ分野の主要課題

最近では、町内会や自治会等の地縁的コミュニティに加えて、ボランティア団体やNPO法人等の活動が盛んになっており、こうした新たなコミュニティ活動を積極的に支援していくことが必要です。

また、市民がまちづくりなどに積極的に参加できるように、行政の情報公開や情報発信を充実させ、市民と行政の協働のまちづくりを進めていくことが求められています。

(7) 行財政分野の主要課題

新市が地方分権時代に対応し、将来にわたり、自立的かつ持続的に発展していくためには、行財政力の一層の強化が不可欠です。

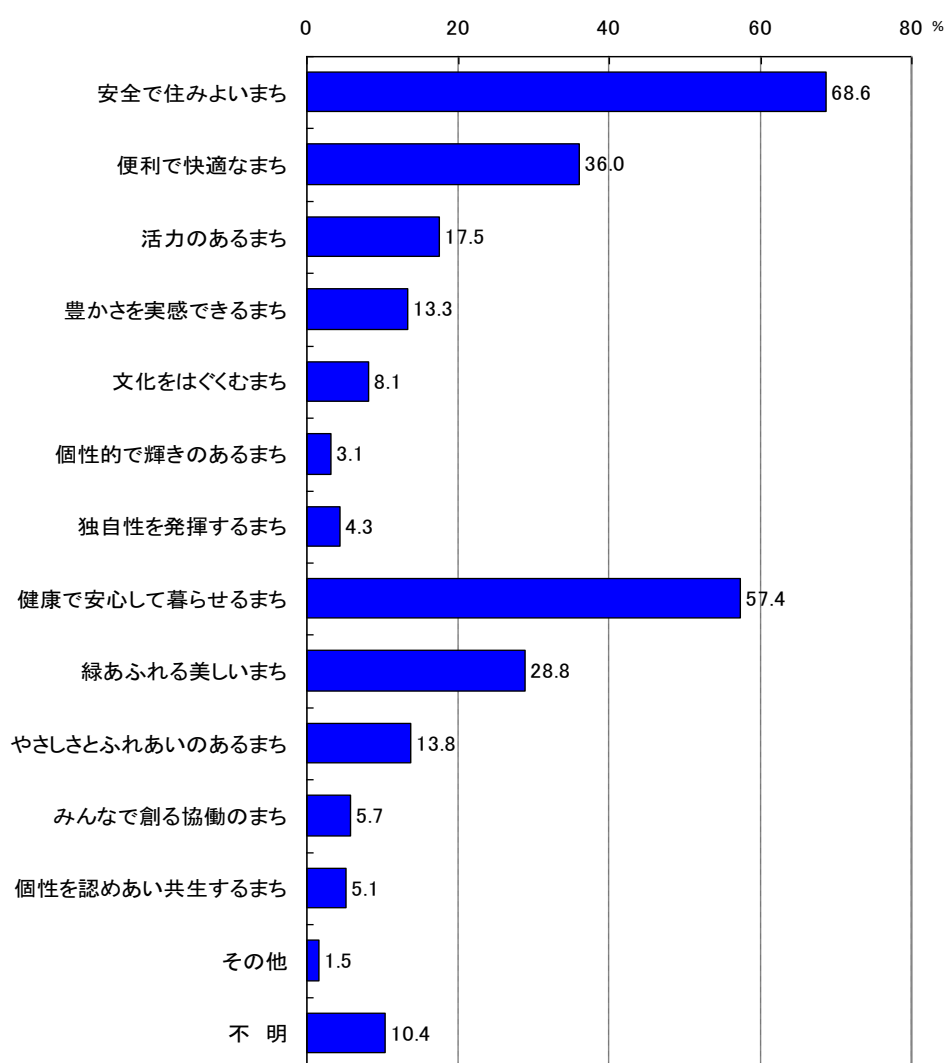
これまで行政が担ってきた仕事の一部を地域や民間に移行するなど、事務事業の効率化や民間活力の導入を図り、行政組織のスリム化を進め、行財政改革をさらに進める必要があります。

また、新市は多彩な公共施設を有することから、地域バランスや財政負担の軽減等に配慮した施設再編計画や改修計画を検討することが求められています。

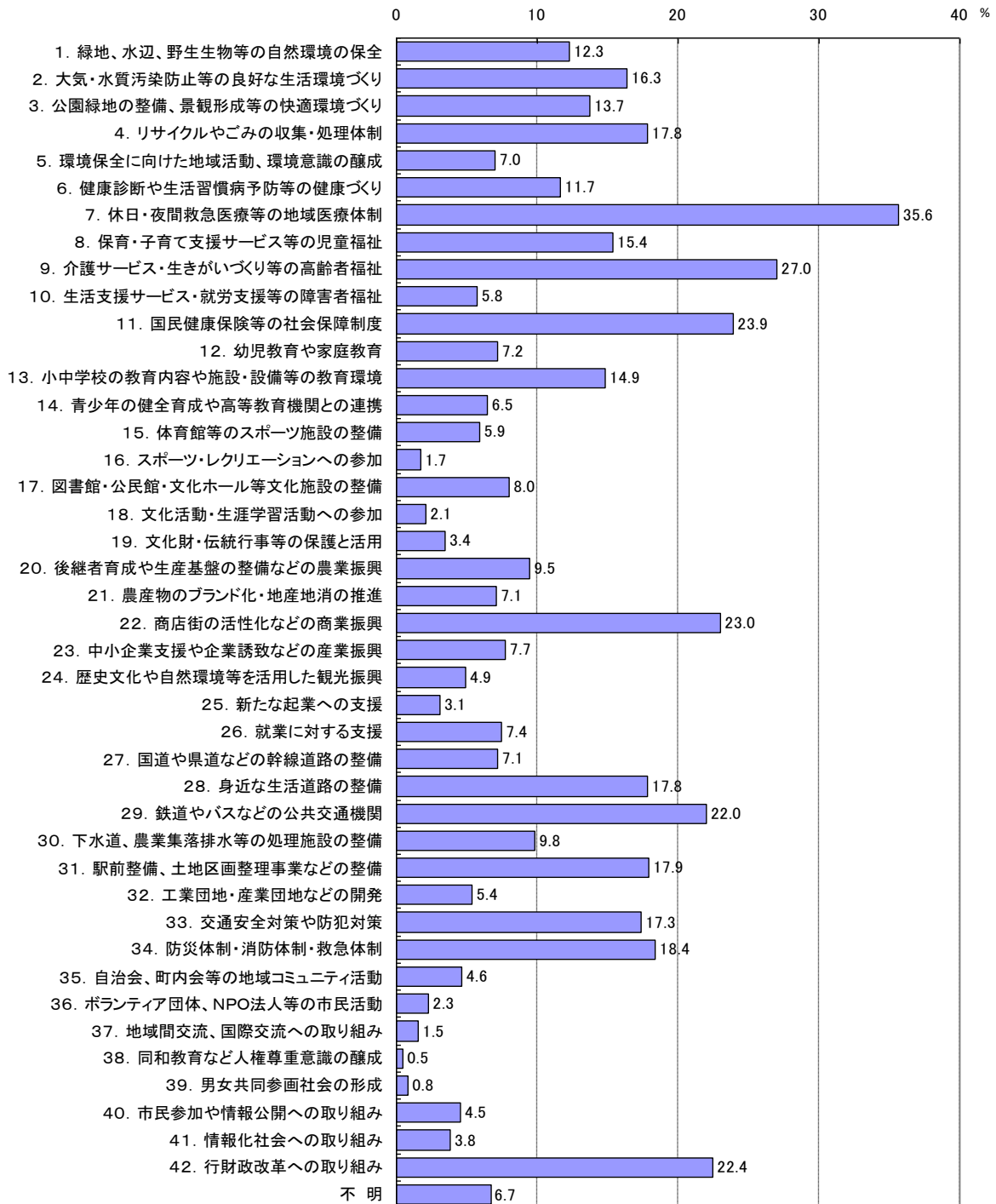
7 新市のまちづくりに関する住民意識調査の集計結果

平成 20（2008）年 6 月、13,500 人を対象に新市のまちづくりに関する住民意識調査を実施しました。この住民意識調査のうち、新市のまちづくりに関する質問については、次のような結果となりました。

- 新市が目指すべきまちづくりの基本的な方向性を尋ねたところ、「安全で住みよいまち」が 68.6%で最も高く、続いて「健康で安心して暮らせるまち」（57.4%）、「便利で快適なまち」（36.0%）となっています。



○ 新市のまちづくりに関して重視すべき事項を尋ねたところ、「休日・夜間救急医療等の地域医療体制」(35.6%)が最も高く、続いて「介護サービス・生きがいつくり等の高齢者福祉」(27.0%)、「国民健康保険等の社会保障制度」(23.9%)の順となっています。



第3章 主要指標の見通し

1 将来人口

我が国では、人口減少時代に入り、埼玉県においては、平成 17（2005）年に 705 万人に増加した人口は、横ばい傾向で推移した後、平成 27（2015）年時点には 700 万人を割り込むものと予測されています。

本計画では、平成 17（2005）年の国勢調査人口をもとに、コーホート要因法により推計した人口に、現在進行中の開発事業により見込まれる人口増加分を加えて、新市の将来人口を推計しました。

1 市 3 町の国勢調査人口は、平成 12（2000）年から平成 17（2005）年にかけてわずかに増加しています。推計による新市の人口は平成 22（2010）年まで増加しますが、その後は減少していくものと見込まれます。

また、年齢別人口は、出生率の低下と平均寿命の伸長により、年少人口の割合は、平成 17（2005）年の 13.4%から平成 31（2019）年には 11.1%まで減少するものと見込まれ、一方、高齢者人口の割合は、平成 17（2005）年の 16.4%から、平成 31（2019）年には 28.8%まで増加するものと見込まれます。

■人口・世帯数の見通し

		平成 12 年 〔2000 年〕	平成 17 年 〔2005 年〕	平成 22 年 〔2010 年〕	平成 26 年 〔2014 年〕	平成 31 年 〔2019 年〕
総人口		154,292 人	154,684 人	159,130 人	157,434 人	154,855 人
年齢別人口	年少人口 (15 歳未満)	23,379 人 15.2%	20,794 人 13.4%	19,274 人 12.1%	18,655 人 11.8%	17,266 人 11.1%
	生産年齢人口 (15 歳～65 歳未満)	110,988 人 71.9%	108,508 人 70.1%	107,648 人 67.6%	100,081 人 63.6%	93,053 人 60.1%
	高齢者人口 (65 歳以上)	19,832 人 12.9%	25,328 人 16.4%	32,208 人 20.2%	38,698 人 24.6%	44,536 人 28.8%
世帯数		50,459 世帯	53,866 世帯	60,727 世帯	62,216 世帯	63,037 世帯
1 世帯当たり人数		3.1 人	2.9 人	2.6 人	2.5 人	2.5 人

注：平成 12（2000）年及び平成 17（2005）年の総人口には年齢不詳人口を含むため、年齢別人口の合計と異なる。年齢別人口の構成比の合計は端数処理により 100%とまらない場合がある。

2 将来世帯数

新市の 1 世帯当たり人員は、平成 17（2005）年の 2.9 人から平成 31（2019）年には 2.5 人へと減少するものと見込まれます。

世帯数は、平成 17（2005）年の 53,866 世帯から、平成 31（2019）年には 63,037 世帯へと増加するものと見込まれます。

第4章 まちづくりの基本方針

1 新市の基本理念と将来像

(1) 新市のまちづくりの基本理念

これからのまちづくりは、環境問題や少子高齢社会への対応など、地域の実情に応じて創意工夫を重ね、市民の多様なニーズに応えることが求められています。さらに、地方分権の進展に伴い、地域のことは地域で決定し、責任を持って地域の行政運営を推進することが求められています。

新市では、これまで市民や地域とともに築いてきた財産や仕組み、育ててきた人材や組織等を生かし、4つの基本理念を掲げてまちづくりに取り組みます。

- 共生を大切にすまちづくり
- 安全・安心を重視したまちづくり
- 協働のまちづくり
- 市民主役のまちづくり

■ 共生を大切にすまちづくり

自然環境を保全し、水辺や緑を生かした田園環境と都市との共生型のまちを築きます。心豊かに暮らせるまちの実現に向けて、価値観や国籍などの違いを超え、市民が人権を尊重し互いに認め合い、共に助け合う「共生」の考え方に基づいたまちづくりを進めます。

■ 安全・安心を重視したまちづくり

市民の健康、生活、財産等を守り、支える多彩な仕組みを行政や地域社会が協力して整え、誰もが笑顔で暮らせるまちの実現に向けて、「安全・安心」を重視したまちづくりを進めます。

■ 協働のまちづくり

市民、各種団体、企業など地域のあらゆる関係者が、自らのまちに関心を持ち、行政と対等な立場で、地域の課題解決に取り組む「協働」の考え方に基づいたまちづくりを進めます。

■ 市民主役のまちづくり

市民の活躍を支援し、常に市民の目線に立ったまちづくりに取り組み、市民が住んで良かったと実感できるまちの実現に向けて、「市民主役」に視点をおいたまちづくりを進めます。

(2) 新市の将来像

新市は、水と緑に恵まれた田園風景と良好な生活環境を備えるとともに、鉄道、高速道路及び幹線道路等の交通利便性にも優れています。加えて、東北道と圏央道のジャンクション及びインターチェンジの開設に伴い、新市は首都圏の中でも有数の交通結節点となり、埼玉県北東部の拠点都市としてさらなる発展が期待されます。

1市3町は、豊かな自然環境と地域独自の伝統や文化を育み、受け継いできました。新市においても様々な地域資源を生かして新しい価値を創り出し、市民の誰もが誇りに思える郷土を築いていきます。次代を担う子どもたちが、大きな夢を描き、飛躍することができるまちづくりを進めていきます。

合併によって、可能性が広がる新市のめざす将来像を次のとおり定めます。

豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市
～人と愛、水と緑、市民主役のまち～

「豊かな未来を創造する」は、心豊かで、経済的にも恵まれた暮らしを実現していく期待を表現しています。「個性輝く」は、新市が県北東部の拠点としての優位性を発揮し、都市として発展する期待を表現しています。さらに、「文化田園都市」は、地域の歴史や伝統文化を継承し、新市の特長である田園と調和した都市を築いていくことを表現しています。

2 新市の分野別目標

新市の将来像を実現するため、次のとおり分野別に目標を定め、まちづくりに取り組めます。

(1) 自然・環境分野の目標

『自然とふれあえる、環境に優しいまち』

水、花、緑など新市の長を表現する自然環境や田園風景の保全を通じて、市民一人ひとりが自然を愛し、親しみ、守り、育てていくことができるまちづくりを進めます。さらに、水質汚濁や大気汚染等の防止などを通じて、快適な生活環境を創出するとともに、ごみの排出量の削減や資源物のリサイクルの推進など、循環型社会の実現に努めます。

(2) 保健・医療・福祉分野の目標

『子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち』

市民一人ひとりの健康づくりを支援し、疾病の予防と早期発見・早期対応の体制づくりとともに地域医療体制の充実に努めます。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、高齢者や障がい者（児）への支援、ともに支え合う地域福祉の推進を図るなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(3) 教育・文化分野の目標

『心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち』

新市の将来を担う児童生徒の能力と個性を引き出し、児童生徒自らが人生を切り開く力を備えることができるよう、充実した教育環境を提供します。さらに、地域の行事や社会体験などを通じて、地域に愛着を持った心豊かな人材を育成します。

また、市民がいつまでも充実感や誇りを持って暮らせるよう、生涯学習機能を強化するとともに、郷土の多彩な歴史的資源や文化財の保全・活用、郷土の伝統文化の継承等を通じて、歴史文化を大切にすまちづくりを進めます。

(4) 都市基盤分野の目標

『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』

埼玉県北東部の発展の核となる都市として、安全で快適なまちの実現を目指し、治水対策や地震対策等の防災対策を強化するとともに、行政と市民の双方が協力して防犯対策や交通安全対策に取り組むことにより、災害に強く、市民が安全に暮らせるまちを築きます。

身近な生活道路や新市が一体化を図るための道路網の整備、公共交通の充実、上下水道等の都市基盤施設の整備を通じて、快適で住みよいまちづくりを進めます。また、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりにも取り組みます。

(5) 産業・経済分野の目標

『地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち』

産業振興は、住民の豊かな暮らしを支え、自立した都市づくりの実現を財政面から支える基盤であるとともに、まちの活気や賑わいを生み出す原動力となるものです。新市の優れた交通条件を生かし、企業の集積を促進し、雇用機会に恵まれた地域経済が豊かなまちを築きます。さらに、地域特性を活用しながら農業や商業の振興を進め、賑わいや働きがいのあるまちづくりを進めます。

(6) 地域コミュニティ分野の目標

『市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち』

情報公開の推進、人権尊重と男女共同参画社会の実現などとともに、市民と行政との協働体制を構築し、市民と行政が一体となった活力あるまちづくりを進めます。

また、市民による主体的なコミュニティ活動を応援し、市民が主役のまちづくりを進めます。

(7) 行財政分野の目標

『行財政を見直し、改革を進めるまち』

行政組織のスリム化、施策・事業の効率化及び財政力の強化を図るなど、行財政を見直し、改革を進めるまちを目指します。

3 新市の土地利用

新市の土地利用については、地域特性を十分に生かし、新市の均衡ある発展を目指すため、6つの都市核と住居系ゾーン、工業系ゾーン、新産業系（複合型）ゾーン及び農業系ゾーンを設定し、良好な都市環境の形成を図ります。

(1) ゾーン別土地利用方針

■都市核

市役所、総合支所及び駅周辺地域を新市の都市核とし、商業・文化・業務等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう、それぞれの地域特性を生かした市街地形成を図ります。

■住居系ゾーン

生活道路、公共下水道、公園及び防災施設等の都市基盤を計画的に整備し、良好な住環境の形成を図ります。

また、歴史的資源や文化遺産、まちの景観に配慮し、歴史文化、田園景観と調和した住宅地の形成を目指します。

■工業系ゾーン

久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地及び菖蒲北部工業団地等の工業系ゾーンでは、良好な環境や景観の保全に努めます。

また、新市の活力向上に向けて、交通条件の優れた地域に、周辺環境に配慮した新たな工業系ゾーンを位置付けます。

■新産業系（複合型）ゾーン

東北道久喜インターチェンジの周辺地域、（仮称）久喜白岡ジャンクションの周辺地域、圏央道（仮称）菖蒲白岡インターチェンジの周辺地域及び国道122号沿線地域、並びに主要地方道さいたま栗橋線と国道125号及び主要地方道さいたま栗橋線と幸手久喜線の交差点周辺等の地域は、新市の中でも特に交通利便性に優れた地域です。

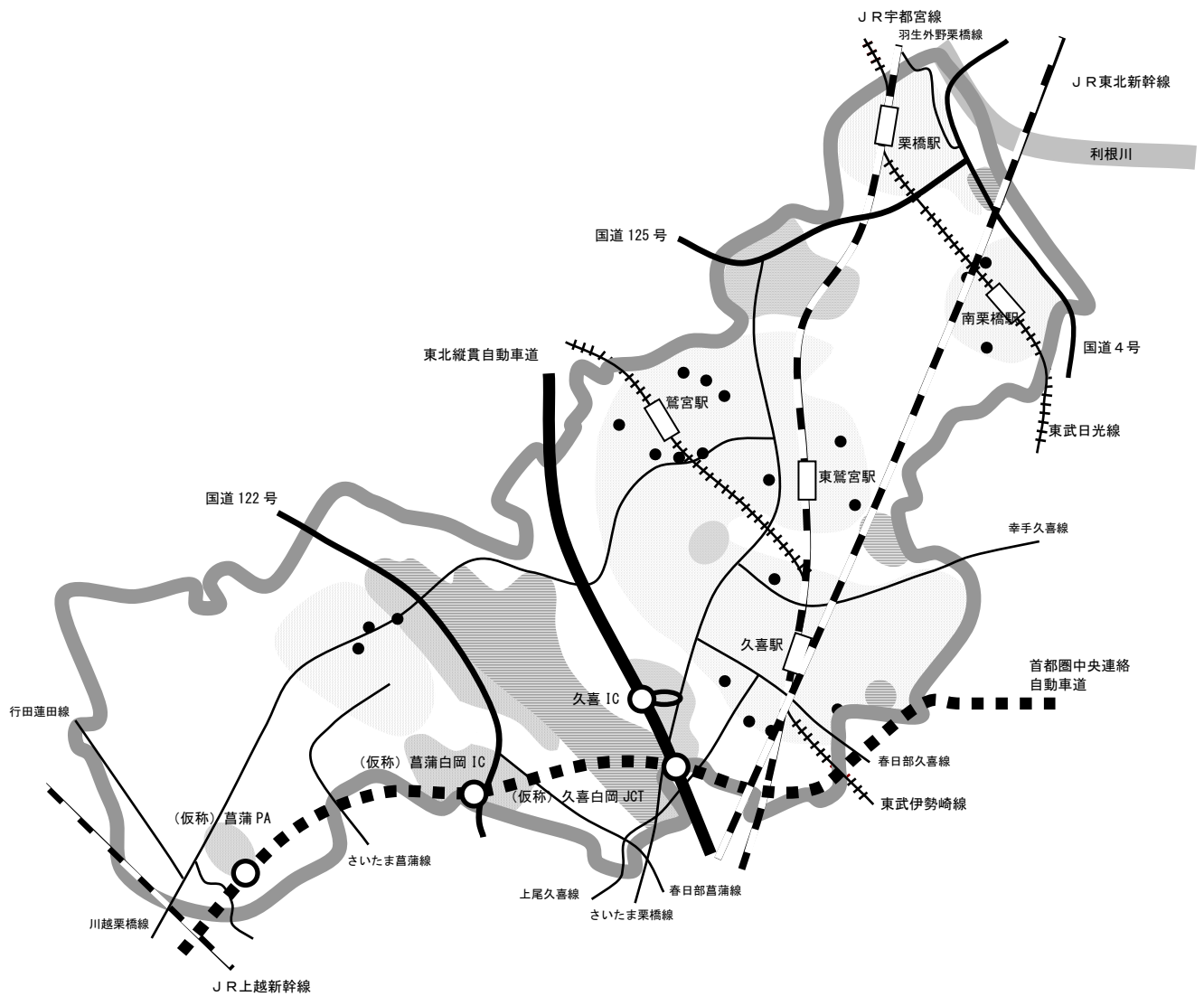
これらの地域は、新市の将来を担う新たな産業拠点として位置付けます。



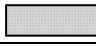
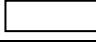
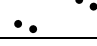
■農業系ゾーン

米、野菜、果実、花き等を生産する優良な農地とともに、水辺環境、樹林地及び屋敷林など新市の長である田園景観の保全に努めます。

また、生活道路や農業集落排水など、農村集落の生活環境の整備を進めます。

(2) 新市の土地利用構想図

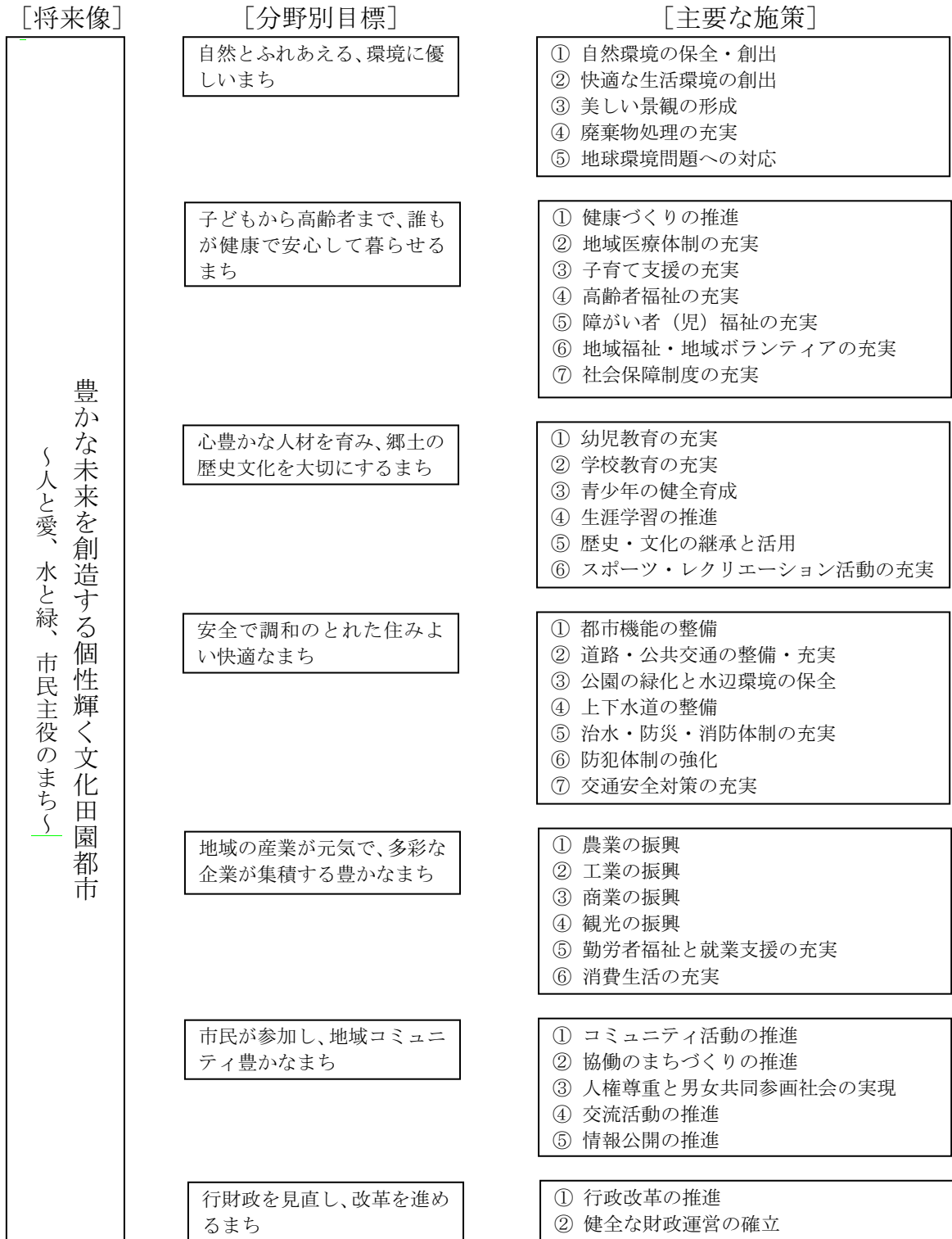


凡 例	
	住居系ゾーン
	工業系ゾーン
	新産業系（複合型）ゾーン
	農業系ゾーン
	都市核

第5章 新市の施策

1 施策の体系

新市の将来像を実現するため、まちづくりの基本方針に基づき主要な施策の展開を図ります。



2 主要な施策

(1) 自然とふれあえる、環境に優しいまち

～ 自然・環境 ～

① 自然環境の保全・創出

河川や池等の水と屋敷林や農地等の緑で彩られた、豊かな田園風景が残されています。

この豊かな自然を守るために、樹林地や屋敷林等の保全を推進するとともに、動植物の生態系を育むなど、自然環境の保全・創出に努めます。

また、自然教室など市民が自然環境の大切さを実感する機会を設けることや小・中学校での環境教育等を通じて、環境意識の高揚に取り組みます。

- 【主要事業】○樹林地・屋敷林等の緑地の保全
○環境教育の充実

② 快適な生活環境の創出

快適で心やすらぐ生活環境を実現するため、市民や企業等の協力を得て、水質汚濁や大気汚染などの公害防止対策を進めます。

また、合併処理浄化槽の普及と管理など、家庭における生活雑排水対策や啓発活動に努めるとともに、環境美化活動や不法投棄の監視等を強化します。

- 【主要事業】○公害防止対策の強化
○合併処理浄化槽の普及・適正管理の促進
○環境美化活動の推進
○不法投棄の監視体制の強化

③ 美しい景観の形成

市民や企業等の景観保全意識の醸成を図るとともに、景観を乱す恐れのある建物や野立て看板に対する規制など、美しい田園景観や歴史的景観の保全に努めます。

- 【主要事業】○田園景観の保全
○歴史的景観の保全
○景観保全意識の醸成

④ 廃棄物処理の充実

循環型社会の構築を目指し、地域住民、事業者及び行政の協働によるごみの減量化と資源化を推進するとともに、安全で安心な廃棄物処理により、一層の環境負荷の低減を図ります。

【主要事業】○廃棄物処理施設の整備・充実

○廃棄物処理施設の適正な維持管理

○生ごみの堆肥化等資源物のリサイクルの推進

⑤ 地球環境問題への対応

温室効果ガスの排出量削減など環境への負荷の軽減を図るため、太陽光発電の導入など新エネルギーを活用するとともに、省エネルギー活動の促進、環境意識の普及・啓発、環境管理体制の強化を図ります。

【主要事業】○新エネルギーの活用

○環境意識の普及・啓発

○環境マネジメントシステムの運用

(2) 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち

～ 保健・医療・福祉 ～

① 健康づくりの推進

市民の健康づくりを推進するため、健康増進計画を策定するとともに健診等の体制を強化し、保健指導や健康教育、健康相談の充実を図ります。

健康づくりは市民が主体的に取り組むことが重要であるため、健康づくりを推進するボランティア団体等の組織の活動を支援し、地域全体の健康意識や食育に対する関心を高めます。

【主要事業】○健康増進計画の策定

- 保健・医療・福祉等の連携強化
- 健診等の体制、健康相談の充実
- 保健指導・健康教育の充実

② 地域医療体制の充実

病気やけがの軽度な症状から高度・専門医療まで対応できる体系的な地域医療体制の整備に向け、医師会をはじめ、病院、診療所との連携を強化し、かかりつけ医の普及・定着を促進します。

また、病気やけがの症状に応じた初期救急医療から第三次救急医療までの重層的救急医療体制の整備と、休日や夜間等における医療体制の一層の強化に向け、関係機関と調整を図ります。

【主要事業】○かかりつけ医の普及促進

- 救命・救急医療体制の整備促進
- 休日・夜間診療体制の充実
- （仮称）久喜総合病院の整備促進

③ 子育て支援の充実

各種の保育サービスや放課後児童対策、家庭児童相談等の充実をはじめ、多様なニーズに対応し、誰もが安心して子どもを産み、育てることができるよう子育て支援の充実を図ります。

経験豊かな高齢者の知識や地域の輪を生かし、地域全体で子育て家庭を支援する環境づくりを推進します。

【主要事業】○多様な保育サービスの提供

- 地域における子育て支援体制の充実
- 各種相談体制の充実

④ 高齢者福祉の充実

高齢者福祉施設や介護保険事業の充実、市民やボランティアとの連携による介護予防・生活支援サービスの提供など、住み慣れた地域での高齢者の生活を支える地域ケア体制を整えます。

さらに、これまでの経験や能力を生かした社会参加の機会の充実を図るなど、生きがいを推進します。

【主要事業】○生活支援サービスの充実

○介護保険事業の充実

○高齢者の生きがいを推進

⑤ 障がい者（児）福祉の充実

障がいのある人もない人も、相互に理解を深め支え合いながら、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者（児）が生活しやすい環境を整えます。

障がい者（児）のニーズに的確に対応したきめ細かい支援サービスを提供するため、福祉ボランティア等の団体と連携し、自立に向けた支援の充実を図ります。

【主要事業】○障がい者（児）支援サービスの充実

○障がい者（児）に対する生活支援体制の充実

○障がい者の自立・就労支援

○ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の充実

⑥ 地域福祉・地域ボランティアの充実

地域福祉に関する意識の向上や福祉ボランティアの育成・支援と連携の強化など、市民、事業者、福祉団体及び行政が協力して地域の相互扶助機能の充実を図ります。

【主要事業】○地域福祉推進に向けた意識の普及・啓発

○地域ボランティアの育成・支援

⑦ 社会保障制度の充実

国民健康保険事業の一層の健全化のため、保険税の収納率の向上やレセプト審査点検の充実を図り、保険財政基盤の強化に努めます。

後期高齢者医療制度については、保険料の確保と収納率の向上を図るなど、制度の適正な運営に努めます。

国民年金事業については、年金制度に対する理解を深めるため、広報・啓発活動や相談体制の充実を図ります。

【主要事業】○国民健康保険税の適正賦課と保険税収納率の向上

○レセプト審査点検の強化

○後期高齢者医療制度の的確な運営

○国民年金制度の普及・啓発

(3) 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち

～ 教育・文化 ～

① 幼児教育の充実

小学校での集団学習に円滑に移行できるよう、幼児教育の充実を図ります。

地域特性や保護者のニーズに応じて保育所と幼稚園との連携を推進するとともに、保育所と幼稚園の機能を備えた認定こども園の導入を促進します。

- 【主要事業】** ○保育所と幼稚園との連携
○認定こども園の導入促進

② 学校教育の充実

小・中学校の校舎、体育館の改修及び改築、耐震補強などを進め、安全で快適な就学環境を整えます。

また、学校、家庭、地域との連携を強化して地域が一体となった学校支援体制を整え、良好な教育環境の形成に努めます。

学校独自の取り組みを尊重して特色ある学校づくりを促し、情報関連設備の整備による国際化や情報化に対応した授業の充実を図ります。併せて、児童生徒の学力と体力を伸ばすとともに、豊かな人間性を育む学校教育を推進します。

- 【主要事業】** ○小・中学校の校舎・設備の充実
○小・中学校の校舎等の耐震補強の実施
○家庭、地域と連携した学校支援体制の強化
○国際化や情報化に対応した教育の推進
○学力・体力を伸ばす教育の推進
○豊かな人間性を育む教育の推進

③ 青少年の健全育成

学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図りながら、青少年健全育成の活動とともに、青少年を犯罪等から守る対策を推進します。

また、青少年のコミュニケーション能力や他人への思いやりの心を育むとともに、郷土に対する誇りや愛着心を育てるため、伝統行事やイベント等への参加を促進します。

- 【主要事業】** ○社会体験機会の充実
○青少年健全育成活動の推進

④ 生涯学習の推進

新市に点在する生涯学習施設を有効活用するため、ネットワーク化を図り、生涯学習に取り組みやすいまちづくりを推進します。

また、市民の自発的な学習活動の促進を図るとともに、学習の成果を発表する機会を充実し、市民の力を地域社会に生かせる仕組みを整えます。

【主要事業】○生涯学習施設の有効活用

○多彩な生涯学習機会の提供

○公民館・図書館活動の充実

○市民大学・高齢者大学・出前講座等の充実

⑤ 歴史・文化の継承と活用

伝統行事や祭り等を活用し、郷土に対する愛着心の醸成、次世代への伝承及び地域相互の交流などを促進します。

文化活動への参加機会や文化鑑賞・発表の機会を充実し、市民の主体的な文化活動を支援します。

歴史的文化財等は、まちづくりの地域資源として活用を図るとともに、市民の貴重な財産としてその保全に努めます。

【主要事業】○伝統芸能や祭等の保全・継承への支援

○文化活動の参加・鑑賞・発表機会の充実

○文化団体の育成・支援

○文化財の保全

⑥ スポーツ・レクリエーション活動の充実

健康の維持増進や心身のリフレッシュに向けて、スポーツやレクリエーションを定期的に行えるよう、講習会やイベントなどの充実を図ります。

また、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図るとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた市民相互の交流を深めます。

【主要事業】○スポーツ・レクリエーション施設の充実

○スポーツ・レクリエーション活動の参加機会の充実

○スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進

○スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

(4) 安全で調和のとれた住みよい快適なまち

～ 都市基盤 ～

① 都市機能の整備

新市の特長である恵まれた田園環境が保全され、良好な生活環境が将来にわたり維持されるよう、長期的視点に立った土地利用計画を策定します。

駅や駅周辺地域の整備、圏央道のインターチェンジやジャンクション周辺、幹線道路沿線での開発を計画的に推進します。

【主要事業】 ○環境と開発とのバランスのとれた土地利用計画の策定

○土地区画整理事業等の推進

○駅並びに駅周辺地域の整備

② 道路・公共交通の整備・充実

新市の一体性の向上、市内の円滑な移動の実現を図るため、幹線道路や生活道路の整備を推進するとともに、歩行者や自転車通行者に対する安全を確保するため、歩道や自転車通行レーン等の整備に努めます。

また、公共交通については、鉄道の混雑緩和と利便性の向上を図るため、輸送力の増強とネットワークの強化等を働きかけるとともに、既存バス路線の維持・充実に努めます。

【主要事業】 ○新市の一体化を促す幹線道路の整備

○生活道路の整備

○人に優しい道路づくりの推進

○公共交通の充実促進

③ 公園の緑化と水辺環境の保全

日常生活の身近な場所に公園や緑地を充実させるとともに、市民が気軽に自然とふれあえるよう、運動公園や大規模公園等の緑化を推進します。

さらに、河川、池、沼及び用水路等の水辺環境の保全を図るとともに、自然観察池や親水型の散策場所や遊歩道の整備に努めます。

【主要事業】 ○憩いの場としての公園の充実

○水辺環境の保全と有効活用

○水と緑と花のネットワークの形成

④ 上下水道の整備

安定した水道水の供給を図るため、経年水道施設の計画的な更新、水道施設の耐震化、水質管理体制の充実等に努めます。また、給水体制の一体化や一元管理など合理的な給水体制を整え、水道事業の効率化と健全経営に努めます。

美しい水辺環境と清潔で快適なまちづくりを進めるため、公共下水道の計画的な整備と農業集落排水処理施設の適切な管理を推進します。

【主要事業】○安定給水の確保

- 水道施設の整備・充実
- 公共下水道の整備
- 農業集落排水処理施設の適正管理

⑤ 治水・防災・消防体制の充実

河川や水路の治水対策の充実を図り、水害の起こりにくいまちづくりを進めるとともに、防災体制の強化、自主防災組織の育成・支援、市民の防災意識の普及・啓発などに努めます。

また、火災予防体制の強化を図るとともに、市民の生命、財産を守る消防救急体制の充実・強化に努め、緊急時にも安心できるまちづくりを推進します。

【主要事業】○治水対策の充実

- 防災体制の強化
- 自主防災組織の育成・支援
- 消防体制の充実・強化
- 救急・救助体制の充実・強化

⑥ 防犯体制の強化

警察、防犯協会、地域防犯組織など関係機関との連携を強化するとともに、市民の防犯意識の向上や地域の防犯体制の強化を促進します。

また、道路・公園などの防犯性を高め、安全な地域環境の形成にも努めます。

【主要事業】○防犯意識の普及・啓発

- 地域が一体となった防犯体制の強化
- 防犯灯の整備

⑦ 交通安全対策の充実

道路照明灯やカーブミラーなど交通安全施設をより充実させることにより、歩行者等の安全に配慮した道路交通環境の整備を推進します。

また、地域の実情に応じた交通規制を警察署へ要望するとともに、交通安全に関する知識の普及や啓発など交通安全運動を推進します。

【主要事業】○交通安全施設の充実

- 放置自転車対策の充実
- 地域の実情に応じた交通規制の要望
- 交通安全運動の推進

(5) 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち

～ 産業・経済 ～

① 農業の振興

農業の振興を図るため、優良農地の保全や生産基盤の整備に努めるとともに、経営規模の拡大や集団的生産組織など農業の担い手の育成を図ります。

また、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業を推進するため、農産物のブランド化や特産品の開発、地域の特性を生かした観光農業の振興を図ります。併せて有機農業など環境に配慮した農業の振興に努めます。

【主要事業】○農業生産基盤の整備

○農業経営基盤の強化と農業経営者（担い手）の育成

○高付加価値農業の推進

○地産地消の推進

○環境保全型農業の推進

② 工業の振興

優良企業の誘致や既存工業団地の整備・拡充を推進するとともに、交通利便性を生かし、国道 122 号沿線や東北道と圏央道の（仮称）久喜白岡ジャンクション及び（仮称）菖蒲白岡インターチェンジ周辺、主要地方道さいたま栗橋線と国道 125 号の交差点及び主要地方道さいたま栗橋線と幸手久喜線の交差点周辺に新産業拠点の整備を推進します。

また、地域経済を支える中小企業の経営基盤強化のための施策を推進し、後継者の育成、魅力ある産業の育成に努めます。

【主要事業】○新たな産業拠点の整備促進

○交通利便性を生かした企業誘致

○既存工業団地の整備促進

③ 商業の振興

賑わいと活力のある商店街の形成を促進するため、中心市街地の活性化に取り組むとともに、高齢者のニーズに対応し、新たなコミュニティの場ともなりうる地域密着型の商店街づくりに努めます。

また、商業経営者の育成や経営基盤の強化に対する支援とともに、商業団体の育成・支援に努めます。

提燈祭り、くりはし夏祭り、鷲宮神社恒例祭等の伝統的な祭りや、あやめ、ラベンダー、コスモスなどの花によるまちづくりを生かした商業の振興にも取り組みます。

- 【主要事業】** ○地域密着型の商店街づくり
○経営基盤の強化支援
○商業団体の育成・支援
○観光を生かした商業の展開支援

④ 観光の振興

花や伝統文化、史跡等の観光資源の環境整備及びネットワーク化を図り、個性と魅力にあふれた観光事業を展開します。

新市の南西部地域において工事が進められている圏央道休憩施設については、一般道利用者や地域住民も利用できる観光交流拠点として整備を推進します。

- 【主要事業】** ○花や伝統文化を生かした観光事業の育成
○観光資源のネットワーク化
○圏央道休憩施設の整備

⑤ 勤労者福祉と就業支援の充実

勤労者が豊かで充実した生活が送れるよう、関係機関・団体との連携により、福利厚生の実現を図るとともに安定した就業環境の確保に努めます。

また、若者や女性の就業への支援、さらに、定年退職後にその経験と技能を生かすことのできる新たな就業の支援に努めます。

- 【主要事業】** ○就業機会の確保の促進
○勤労者福祉の向上
○就業支援の充実

⑥ 消費生活の充実

住民が安心して暮らせるまちを目指し、安全で安心な商品を購入できるよう、消費生活情報の提供と啓発活動に努めるとともに、消費生活において生じた問題などを解決するための消費生活相談の充実を図ります。

また、環境に配慮した消費者活動を促進します。

- 【主要事業】** ○消費生活情報の提供
○消費生活相談の充実
○環境にやさしい消費者活動の促進

(6) 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち

～ 地域コミュニティ ～

① コミュニティ活動の推進

町内会や自治会、NPO等の組織づくりを支援するとともに、活動拠点となる施設の充実や情報の提供など、コミュニティ活動を積極的に推進します。

- 【主要事業】
- 地縁的なコミュニティ組織の活動支援
 - 新たなコミュニティ組織づくりの促進
 - コミュニティ活動拠点施設の充実
 - コミュニティ活動情報の提供

② 協働のまちづくりの推進

環境問題や教育問題への取り組み、福祉問題への対応など、ますます多様化し高度化するまちづくりの課題を地域の創意と工夫により解決していくため、NPO活動やボランティア活動を支援し、計画策定、審議会等への市民の参加を促進します。

また、新市において自治基本条例を制定し、市民、事業者、行政等の役割分担を定め、協働のまちづくりを推進します。

- 【主要事業】
- NPO活動やボランティア活動への支援
 - 審議会等や計画策定における市民参加の推進
 - 協働のまちづくりの推進

③ 人権尊重と男女共同参画社会の実現

すべての人が、生まれながらに有する権利である人権を尊重する社会の実現に向け、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する教育や啓発活動を積極的に行うとともに、相談事業の充実に努めます。

男女がともにいきいきと個性と能力を発揮し、あらゆる分野で平等に参画できる社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する啓発活動を積極的に行い、各種相談事業の充実に努めるとともに、審議会等への女性委員の登用を推進します。

- 【主要事業】
- 人権啓発・教育の推進
 - 人権相談事業の充実
 - 男女共同参画に向けた啓発・教育の推進
 - 男女共同参画に関する相談事業の充実
 - 審議会等への女性委員の登用

④ 交流活動の推進

国際社会に対応できるよう、国際理解の促進や国際的視野に立った人づくり、地域づくりを目指すとともに、外国籍の市民への支援の充実に努めます。

姉妹・友好都市等との交流を促進するとともに、市民の相互交流の支援に努めます。

自然や歴史を通じた文化交流、小・中学生の教育交流、観光や特産品による産業交流など地域間の交流を促進します。

【主要事業】 ○外国籍市民との交流促進

○国際交流事業の充実

○地域間交流事業の充実

⑤ 情報公開の推進

市民のまちづくりへの参加のため、情報公開を推進し、広報・広聴活動の充実、ICTを活用した市民と行政のコミュニケーションなど積極的な情報提供に努めます。

また、個人情報の保護と活用のバランスをとりながら、適切な情報管理にも努めます。

【主要事業】 ○情報公開の推進と個人情報の保護

○広報・広聴活動の充実

(7) 行財政を見直し、改革を進めるまち

～ 行財政 ～

① 行政改革の推進

新市が持続的に発展し自立したまちづくりを実現していくため、職員の政策立案能力の向上や組織の見直しによる行政事務の効率化を図り、ICTを活用するなど最少の経費で最大の効果が得られるよう、簡素で効率的な行財政運営を目指し行政改革を推進します。

また、透明性の高い行政を目指し、政策・施策・事務事業について評価する行政評価システムを積極的に活用します。

【主要事業】○職員の能力向上

- 定員管理の適正化
- 行政事務の効率化
- 電子自治体の推進
- 公共施設の管理運営の効率化
- 行政評価システムの推進

② 健全な財政運営の確立

市税の適正な確保と収納率の向上等により、自主財源を確保するとともに、受益と負担の公平性の確保という観点から、使用料・手数料について適正な受益者負担に努めます。

併せて、行政経費の削減を図り、効率的かつ効果的で健全な財政運営に努めます。また、財政状況について積極的な情報公開を行い、財政運営の透明化に努めます。

【主要事業】○税収の確保

- 透明な財政運営と経費削減

第6章 新市における埼玉県事業の推進

1 埼玉県の役割

新市は、貴重な歴史的遺産をはじめ、緑豊かな自然環境に恵まれるとともに、JR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線の鉄道網や、東北道の久喜インターチェンジ、国道4号、122号、125号、主要地方道さいたま栗橋線、川越栗橋線及び春日部久喜線等が整備され、現在、圏央道の（仮称）久喜白岡ジャンクション及び（仮称）菖蒲白岡インターチェンジの建設も進められていることから、今後、ますます首都圏の広域的な交通の要衝として重要な地域となります。

また、圏央道の開通により、圏央道インターチェンジ周辺地域などでは、企業立地のポテンシャルが飛躍的に高まることが期待されます。

新市は、このように恵まれた条件の都市として、一層の発展が期待されており、合併を大きな契機として、地域資源や地理的条件等を有効に活用しながら特色あるまちづくりを進めるとともに、市民参加を促進し、住民自治の充実を図ります。

埼玉県においては、この地域の発展に資する施策事業の重点実施により、新市の速やかな一体性と自立性の高い地域づくりの支援を積極的に行うこととしています。

2 新市における主な埼玉県事業

(1) 県土をネットワーク化する幹線道路の整備推進

県土をネットワーク化し、移動時間の短縮に大きな効果のある国道や主要地方道などの幹線道路を重点的に整備し、日常生活や社会経済活動の発展を支える円滑な道路交通を確保します。

【主要事業】○国道125号栗橋大利根バイパスの整備

○春日部久喜線の整備

○加須幸手線バイパスの整備

○六万部久喜停車場線バイパスの整備

○春日部菖蒲線バイパスの整備

(2) 交通混雑を解消する交差点の改良の推進

慢性的な交通渋滞を解消するため、交差点への右折帯の設置や変則十字路の改良など効果的な整備を進め、円滑な道路交通を確保します。

【主要事業】○さいたま栗橋線（下早見）交差点改良

○幸手久喜線（青葉）交差点改良

○川越栗橋線（小林）交差点改良

○北根菖蒲線（しょうぶ会館前）交差点改良

(3) 安全で安心な道路環境づくり

交通事故のない安全で安心な道路環境づくりを進めるため、歩道整備、信号機の新設・改良等を行い、交通安全施設の整備を推進します。

なお、歩道の整備や信号機の設置にあたっては、通学路、人や自動車の交通量が多く事故の危険性が高い箇所、交通事故が多発している箇所を重点的に整備します。

【主要事業】○さいたま栗橋線の歩道整備

○川越栗橋線の歩道整備

○羽生外野栗橋線の歩道整備

(4) 氾濫を防ぐ治水対策の推進

床上浸水等から県民の生命と財産を守るため、河川改修や調節池などの治水施設の整備を推進します。

治水施設の整備にあたっては、生命、財産に重大な被害を生じる床上浸水の解消を目指し、床上浸水が生じた箇所などを重点的に整備します。

【主要事業】○中川改修

○青毛堀川改修

(5) 防犯のまちづくり

安全で安心して暮らせるまちづくりのため、市民、事業者等が行う自主防犯活動を支援するなど、地域安全活動を推進します。

身近な犯罪や凶悪犯罪等に的確に対応するための取組を強化し、安全・安心の確保に努めます。

(6) 水と緑に囲まれた県営公園の整備

県民が余暇を有意義に過ごすことができるよう、スポーツ活動や自然、歴史、文化を生かしたレクリエーション等の憩いの場として、また災害時には復旧活動拠点としての機能を果たす県営公園の整備を推進します。

【主要事業】○権現堂公園の整備

(7) 田園都市産業ゾーンづくりの推進

圏央道開通を産業基盤づくりの絶好のチャンスと捉え、田園都市産業ゾーン基本方針に基づき、産業基盤づくりを積極的に支援します。

(8) 高等学校教育の充実

県立高等学校の再編整備により開校する栗橋新校（仮称）では、地域との連携に基づく教育活動を通じて、地域社会とのつながりを大切にし、将来の地域社会を支える人材を育成します。

第7章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、各施設が担う役割や利用状況、地域の特性やバランス、財政事情等を考慮しながら、新市の均衡ある発展と住民の福祉の向上に資するよう計画的な整備を図ります。

さらに、情報通信網の積極的な活用によるネットワーク化など、効率的な施設の運営と活用が行われるよう整備を図ります。

第8章 財政計画

新市における財政計画は、歳入・歳出の費目ごとに、過去の実績や人口の推移等を勘案して、普通会計ベースで作成しました。

計画の作成にあたっては、現行の制度を踏まえ、将来に渡って健全な財政運営を行うことを基本として、国からの財政支援措置を盛り込み、推計しています。

計画は、平成 22（2010）年度から令和 11（2029）年度までの歳入・歳出としており、平成 22（2010）年度から平成 29（2017）年度までは決算値、平成 30（2018）年度から令和 11（2029）年度までは推計値としています。

推計値の主な歳入・歳出項目は、以下のとおり推計しています。

[歳入]

①地方税

現行の税制度を基本に、過去の実績、今後の経済見通し等を考慮し、推計しています。

②地方譲与税

過去の実績等により推計しています。

③交付金

過去の実績等により推計しています。

国や県から交付される各種交付金（地方特例交付金、利子割交付金、地方消費税交付金等）をまとめています。

④地方交付税

普通交付税については、合併に伴う算定の特例（合併算定替）を見込み、推計しています。

特別交付税については、過去の実績等により推計しています。

⑤分担金・負担金

過去の実績等により推計しています。

⑥使用料・手数料

過去の実績等により推計しています。

⑦国庫支出金・県支出金

過去の実績等を踏まえ、扶助費や普通建設事業費の額に連動させて推計し

ています。

⑧繰入金・繰越金

繰入金については、歳入不足分を財政調整基金から繰り入れることにし、繰越金については、前年度剰余金を計上することとしています。

⑨地方債

過去の実績等を踏まえ、普通建設事業費の額に連動させて推計しています。臨時財政対策債については、過去の実績等により推計しています。

⑩諸収入・その他

過去の実績等により推計しています。

[歳出]

①人件費

一般職については、現行の定員適正化計画による職員数の推移を踏まえ推計し、特別職については、現行の職員数をもとに推計しています。

②扶助費

過去の実績と将来推計人口を勘案して推計しています。

③公債費

過去に起債した地方債に係る償還額に、新たに起債する地方債の償還予定額を加算して推計しています。

④物件費

過去の実績等により推計しています。

⑤維持補修費

過去の実績等により推計しています。

⑥補助費等

過去の実績等により推計しています。

⑦繰出金

過去の実績等により推計しています。

⑧積立金

過去の実績等により推計しています。

⑨投資・出資・貸付金

過去の実績等により推計しています。

⑩普通建設事業費

新市基本計画に基づく合併推進債事業及びその他の普通建設事業を見込み推計しています。

■歳入

(単位：百万円)

区分	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
地方税	21,428	21,423	21,340	21,560	22,117	22,093	22,248	22,565	22,849	23,053
地方譲与税	484	473	445	428	411	432	429	428	434	426
交付金	1,826	1,721	1,656	1,783	1,973	3,005	2,653	2,927	3,032	3,091
地方交付税	5,557	6,058	6,238	5,939	6,151	6,530	5,241	4,864	4,586	4,505
分担金・負担金	371	437	393	392	408	419	437	427	426	416
使用料・手数料	421	392	401	404	401	409	414	411	316	408
国庫支出金	5,540	5,426	5,463	5,651	6,614	9,618	6,857	7,031	7,073	7,741
県支出金	2,366	2,371	2,499	2,601	2,858	2,794	3,107	3,087	3,130	3,220
繰入金・繰越金	1,334	2,180	1,738	1,903	3,279	6,604	6,316	6,655	2,140	2,691
地方債	5,358	3,989	4,419	5,349	4,336	5,092	2,743	3,325	3,237	3,309
諸収入・その他	1,273	1,093	1,213	1,314	1,230	1,525	1,272	1,152	1,145	1,238
歳入合計	45,958	45,563	45,805	47,324	49,778	58,521	51,717	52,872	48,368	50,098

区分	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
地方税	23,176	22,710	22,952	23,270	23,162	23,489	23,823	23,718	24,054	24,396
地方譲与税	426	426	426	426	426	426	426	426	426	426
交付金	3,790	3,790	3,790	3,790	3,790	3,790	3,790	3,790	3,790	3,790
地方交付税	3,465	3,638	3,545	3,341	3,419	3,247	3,120	3,080	2,955	2,762
分担金・負担金	416	1,000	1,584	1,583	1,066	549	549	549	549	549
使用料・手数料	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408
国庫支出金	8,026	8,549	9,342	9,403	8,901	8,179	8,085	8,019	8,065	8,109
県支出金	3,365	3,310	3,422	3,439	3,354	3,259	3,242	3,241	3,253	3,265
繰入金・繰越金	2,244	2,004	2,386	2,428	2,980	3,524	3,512	1,675	1,806	1,699
地方債	6,429	4,582	4,912	4,808	4,111	3,287	2,932	3,005	2,886	2,828
諸収入・その他	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238
歳入合計	52,983	51,655	54,005	54,134	52,855	51,396	51,125	49,149	49,430	49,470

*表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしてあります。

■歳出

(単位：百万円)

区分	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
人件費	8,130	8,003	7,779	7,368	7,465	7,368	7,258	7,180	7,147	7,194
扶助費	8,076	8,700	9,262	9,563	10,239	10,785	11,353	11,866	12,306	12,439
公債費	5,145	5,492	5,082	5,409	5,136	4,844	5,019	4,774	4,581	4,476
物件費	5,219	5,725	5,617	6,255	5,899	6,135	6,556	6,731	6,858	6,509
維持補修費	333	322	437	347	343	265	348	292	320	319
補助費等	5,904	5,813	5,632	5,910	6,375	6,155	6,111	7,964	8,090	7,858
繰出金	5,601	5,633	6,126	5,780	6,093	6,166	6,227	4,591	4,908	5,048
投資・出資・貸付金	26	18	22	22	24	18	14	15	15	19
積立金	714	209	376	226	1,277	4,877	667	1,334	124	125
普通建設事業費	4,436	2,973	3,265	4,365	4,691	5,544	3,682	6,599	3,164	4,895
災害復旧事業費	27	197	37	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	43,611	43,085	43,635	45,245	47,542	52,157	47,235	51,346	47,513	48,882

区分	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
人件費	7,313	7,294	7,268	7,328	7,309	7,325	7,385	7,636	7,659	7,684
扶助費	12,555	12,670	12,783	12,894	13,004	13,096	13,185	13,273	13,358	13,441
公債費	4,272	4,183	4,227	4,064	4,200	4,243	4,330	4,483	4,547	4,577
物件費	6,447	6,410	6,394	6,397	6,787	7,177	7,177	7,177	7,177	7,177
維持補修費	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319
補助費等	7,784	7,857	8,079	7,803	7,787	7,744	7,687	5,384	5,384	5,384
繰出金	5,239	5,289	5,431	5,656	5,873	5,980	6,186	6,401	6,625	6,861
投資・出資・貸付金	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
積立金	322	113	113	113	113	113	113	113	113	113
普通建設事業費	7,301	5,966	7,763	7,775	5,898	3,867	3,309	3,069	3,069	3,069
災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	51,571	50,120	52,396	52,368	51,309	49,883	49,710	47,874	48,270	48,644

*表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしてあります。

用語解説

	用 語	内 容
あ	I C T	情報・通信に関連する技術一般の総称のこと。 Information and Communication on Technology の略
	N P O	非営利組織。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。 Nonprofit Organization の略
か	環境保全型農業	環境への悪影響を与えないよう留意し、土づくりなどを進めて化学肥料や農薬の使用を抑制した農法のこと。
	環境マネジメントシステム	環境保全に向けて、企業・事業所等の組織が、環境への負荷を低減していくための「方針・計画」を立て、それを「実行」し、その達成度を「測定・評価」し、結果をもとに「見直し・改善」し、新たな目標に取り組んでいこうという仕組みのこと。
	行政評価システム	行政が行う活動の成果向上に向けて、政策、施策、事務事業について客観的に評価し、改善を進めていく仕組みのこと。
	救急告示病院	事故や急病時の救急医療が可能で、県知事からの認定・告示を受けている病院のこと。
	コーホート要因法	コーホート（年齢階級）ごとに、出生、死亡、社会移動などの推計要因について仮定値を設定して将来人口を求める手法のこと。将来人口を推計する代表的手法。
さ	三位一体の改革	地方分権の推進に向けて「国庫補助負担金の廃止・縮減」、「地方交付税の縮小」、「地方への税源移譲」を一体的に進める財政制度改革のこと。
	指定管理者制度	民間企業の経営ノウハウの活用、住民サービスの向上、経費削減などを目的として、民間企業等による公共施設の管理運営を可能にした制度のこと。
	循環型社会	資源の採取や廃棄を抑制し、一度使用したものを繰り返し使用するなど、環境への影響を最小にするような仕組みをもつ社会のこと。
	初期救急医療	入院治療の必要がなく、外来治療で対応できる軽症の救急患者に対応する医療のこと。
	税源移譲	納税者が国に納める国税を減らし、都道府県や市町村に納める地方税を増やすことで、国から地方へ税源を移すこと。

	用語	内容
た	第三次救急医療機関	重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者を受け入れる救命救急センターを有する医療機関のこと。
	電子自治体	I C Tを活用し、行政サービスの高度化及び行政の簡素化・効率化を図ることを進める自治体のこと。
な	認定こども園	保護者が就労している、していないにかかわらず、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援を行う都道府県知事が認定する施設のこと。
	農業集落排水処理施設	農村地域の生活排水などの汚水を集めて処理する施設のこと。
	ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活し、活動することが、社会の本来の姿であるという考え方のこと。
は	普通会計	各地方公共団体の会計区分が一樣ではないため、地方公共団体相互間の比較を可能にする等の観点から、統一的方法により、その他の会計と区分した一般行政部門の会計のこと。
ま	マスタープラン	まちづくりなどの基本的な方針を定めた計画のこと。
や	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
ら	レセプト	診療報酬明細書のこと。診療所や病院が保険運営機関に医療費を請求する明細書のこと。
わ	ワークショップ	市民などの関係者が、意見やアイデアを自由に出し合い、地域課題の解決や計画作成などを行う共同作業の総称のこと。